

河合町国民保護計画

概要版

平成19年3月

河 合 町

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

(1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

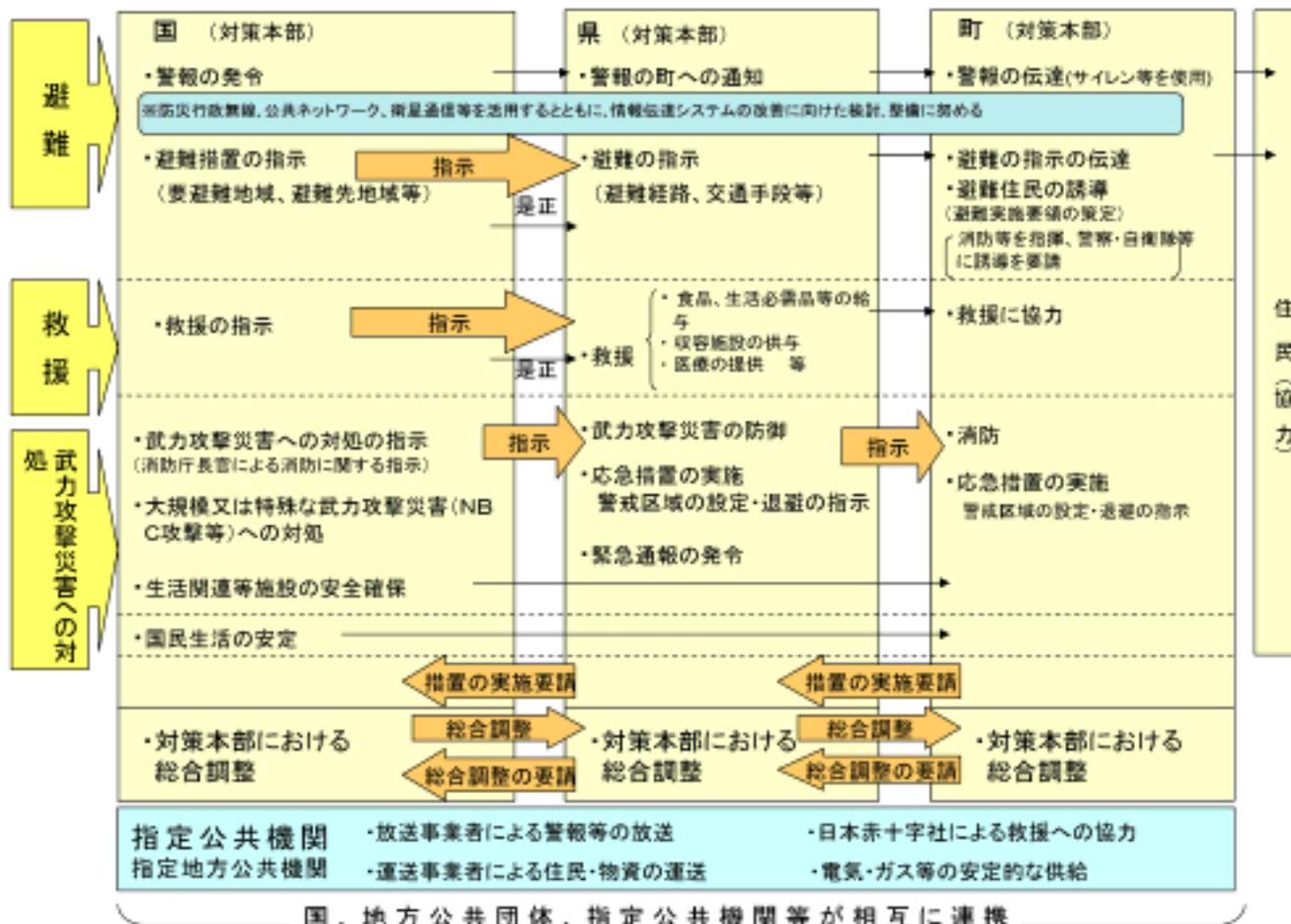
平素からの備えや予防
武力攻撃事態等への対処
復旧等
緊急処理事態への対処

第2章 国民保護措置に関する基本方針

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 国民の権利利益の迅速な救済
- (3) 国民に対する情報提供
- (4) 関係機関相互の連携協力の確保
- (5) 国民の協力
- (6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- (8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保
- (9) 地域防災計画等の既存計画により構築された仕組みの活用

第3章 町の事務又は業務の大綱等

国民の保護に関する措置の仕組み



町の事務又は業務の大綱

- 1 国民保護計画の作成
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対応に関する措置の実施
- 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第4章 町の地理的、社会的特徴

(1) 地 形

本町の地形は全体として奈良盆地の西部に位置する馬見丘陵に含まれ、穏やかな丘陵地とその周辺の台地及び河川沿いの低地に大別される。

(2) 気 候

ア．一般的な気象状況

本町の気候は、瀬戸内気候に属するものの、奈良盆地の影響を受け、寒暑の差がやや大きい内陸性気候の特性もみられる。

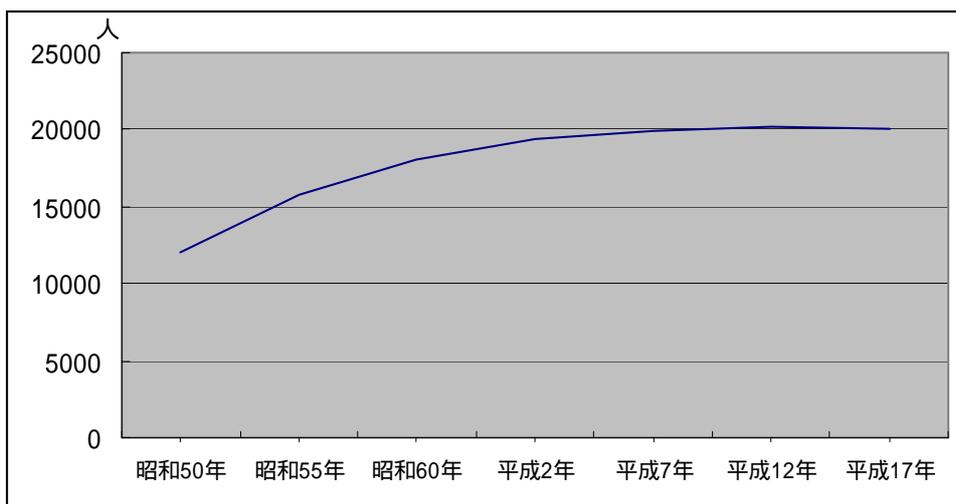
イ．大雨の特性

[大雨特性]

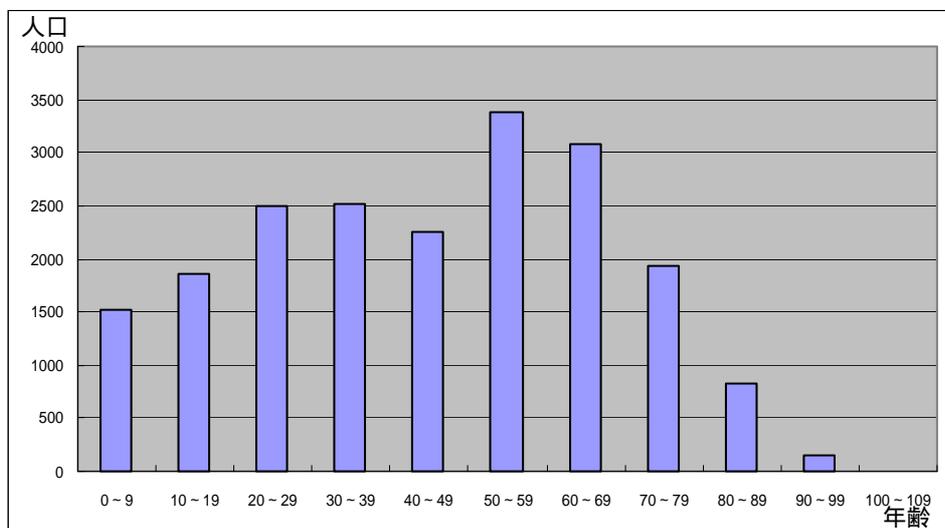
要素	奈良（発生年）	田原本（発生年）
最大年総雨量	1,611mm(1990年)	1,633mm(1993年)
最大日雨量	131mm(1985年)	107mm(1988年)
最大時間雨量	41mm(1989年)	61mm(1989年)

資料：奈良県気象年報

(3) 人口分布



年次別人口推移



【年齢別人口】

(4) 緊急輸送道路

第1次緊急輸送路(県指定)：西名阪自動車道

第2次緊急輸送路(県指定)：主要地方道天理・王寺線 (都)大和高田・斑鳩線
県道河合・大和高田線 (都)佐味田・城内線
(都)王寺・田原本・桜井線

緊急輸送路：(都)天理・王寺線 (都)佐味田・城内線 県道河合・大和高田線

(5) 鉄道の位置等

近鉄田原本線が町域西側から南東側へ位置し、「おおわだ」「さみたがわ」「いけべ」の3駅が設けられている。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

着上陸侵攻

ゲリラや特殊部隊による攻撃

弾道ミサイル攻撃

航空攻撃

2 緊急処理事態

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破)

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

1 町の各部課室における平素の業務

町の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

2 町職員の参集基準等

【職員参集基準】

体制	参集基準
担当課室体制	国民保護担当課室職員が参集
緊急事態連絡室体制 (地域防災計画 1号動員)	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	町の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	
	町の全部課室での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	
事態認定後	町国民保護対策本部設置の通知がない場合	町の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	町の全部課室での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)

【町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員】

名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
町長	副町長	教育長	総務部長

3 消防機関の体制

(1) 西和消防組合における体制

町は、西和消防組合との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、西和消防組合における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続き等

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

手続項目	内 容
損失補償 (法第159条 第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

第2 関係機関との連携体制の整備

1 基本的考え方

- (1) 防災のための連携体制の活用
- (2) 関係機関の計画との整合性の確保
- (3) 関係機関相互の意思疎通

2 県との連携

- (1) 県の連絡先の把握等
- (2) 県との情報共有
- (3) 町国民保護計画の県への協議
- (4) 県警察との連携

- 3 近接市町村との連携
 - (1) 近接市町村との連携
 - (2) 消防機関の連携体制の整備

- 4 指定公共機関等との連携
 - (1) 指定公共機関等の連絡先の把握
 - (2) 医療機関との連携
 - (3) 関係機関との協定の締結等

- 5 ボランティア団体等に対する支援
 - (1) 自主防災組織等に対する支援
 - (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

第3 通信の確保

- (1) 非常通信体制の整備（非常通信協議会との連携）
- (2) 非常通信体制の確保

第4 情報収集・提供等の体制整備

1 基本的考え方

- (1) 情報収集・提供のための体制の整備
- (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

- (3) 情報の共有

2 警報等の伝達に必要な準備

- (1) 警報の伝達体制の整備
- (2) 防災行政無線の整備
- (3) 県警察との連携
- (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知
- (5) 多数の者が利用する施設に対する警報の伝達のための準備
- (6) 民間事業者からの協力の確保

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

- (1) 安否情報の種類及び関係様式

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
 - 2 死亡した住民（
- (2) 安否情報収集のための体制整備
 - (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

- (1) 情報収集・連絡体制の整備
- (2) 担当者の育成

第5 研修及び訓練

1 研修

- (1) 研修機関における研修の活用
- (2) 職員等の研修機会の確保
- (3) 外部有識者等による研修

2 訓練

- (1) 町における訓練の実施
- (2) 訓練の形態及び項目
- (3) 訓練に当たっての留意事項

国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求める。
第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

町は、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努める。

町は、県と連携し、多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

1 避難に関する基本的事項

- (1) 基礎的資料の収集
- (2) 隣接する市町村との連携の確保
- (3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮
- (4) 民間事業者からの協力の確保
- (5) 学校や事業所との連携

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

- (1) 県との調整
- (2) 基礎的資料の準備等

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

- (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握
- (2) 運送経路の把握等

5 避難施設の指定への協力

6 生活関連等施設の把握等

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	水道局
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	(該当なし)
	6号	放送用無線設備	総務省	(該当なし)
第28条	4号	高压ガス	経済産業省	総務省

(2) 町が管理する公共施設等における警戒

町が管理する生活関連等施設

第二浄水場

西大和配水場

第一配水場

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

1 町における備蓄

- (1) 防災のための備蓄との関係
- (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材
- (3) 県との連携

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

- (1) 施設及び設備の整備及び点検
- (2) ライフライン施設の機能の確保
- (3) 復旧のための各種資料等の整備等

第4章 国民保護に関する啓発

1 国民保護措置に関する啓発

- (1) 防災に関する啓発との連携
- (2) 学校における教育

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

町は、町長等に対する通報義務、管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、町は、住民がとるべき対処についても、防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

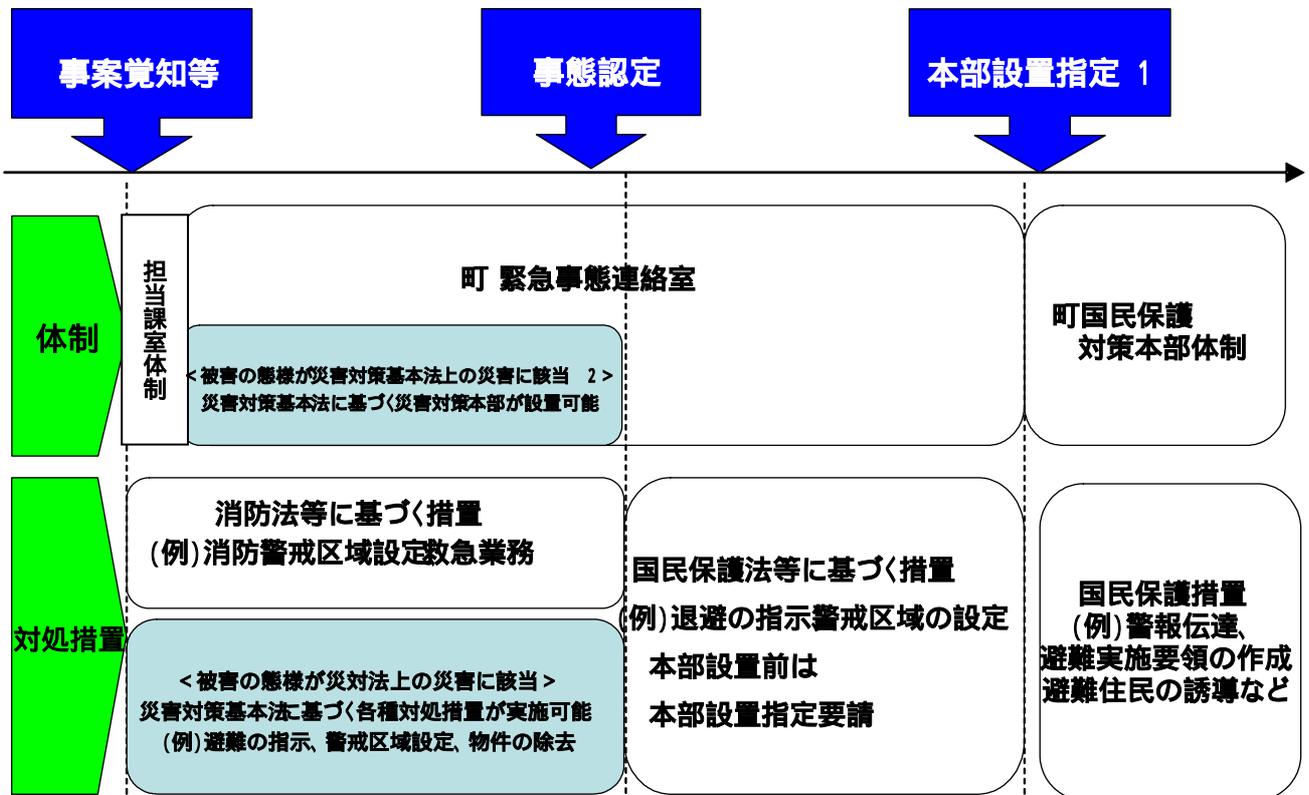
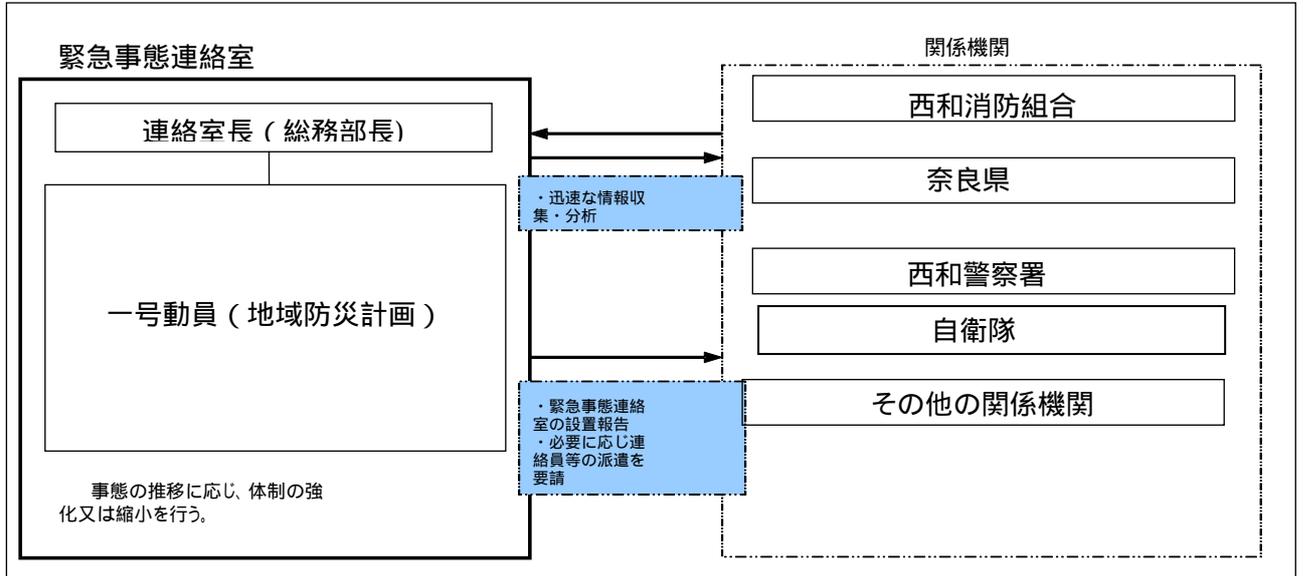
また、町は、日本赤十字社、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

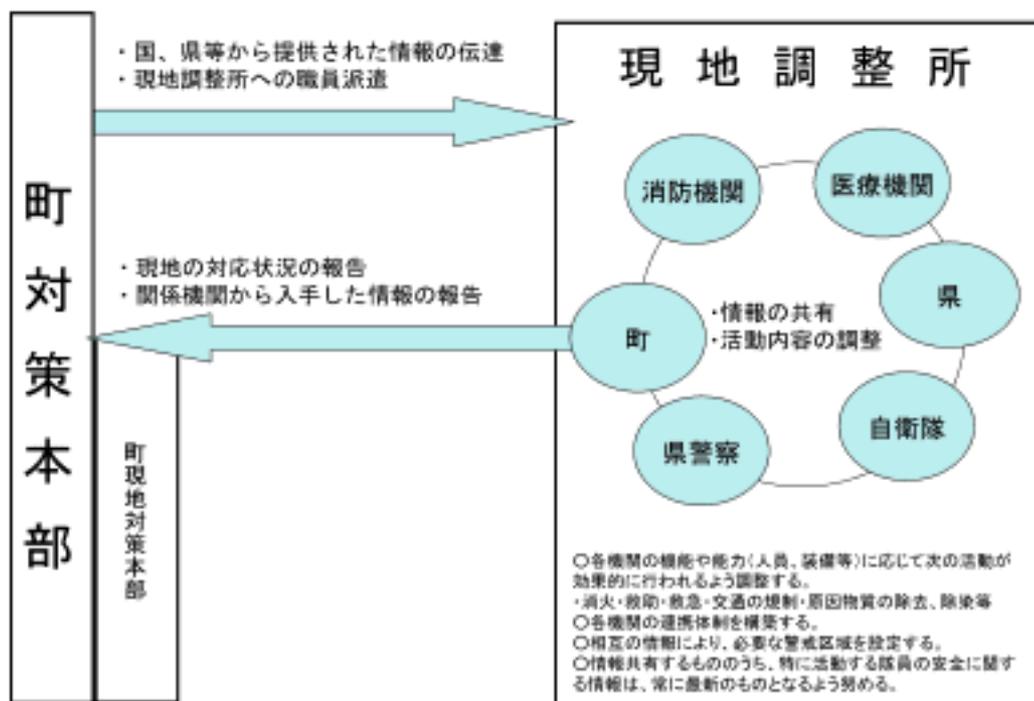
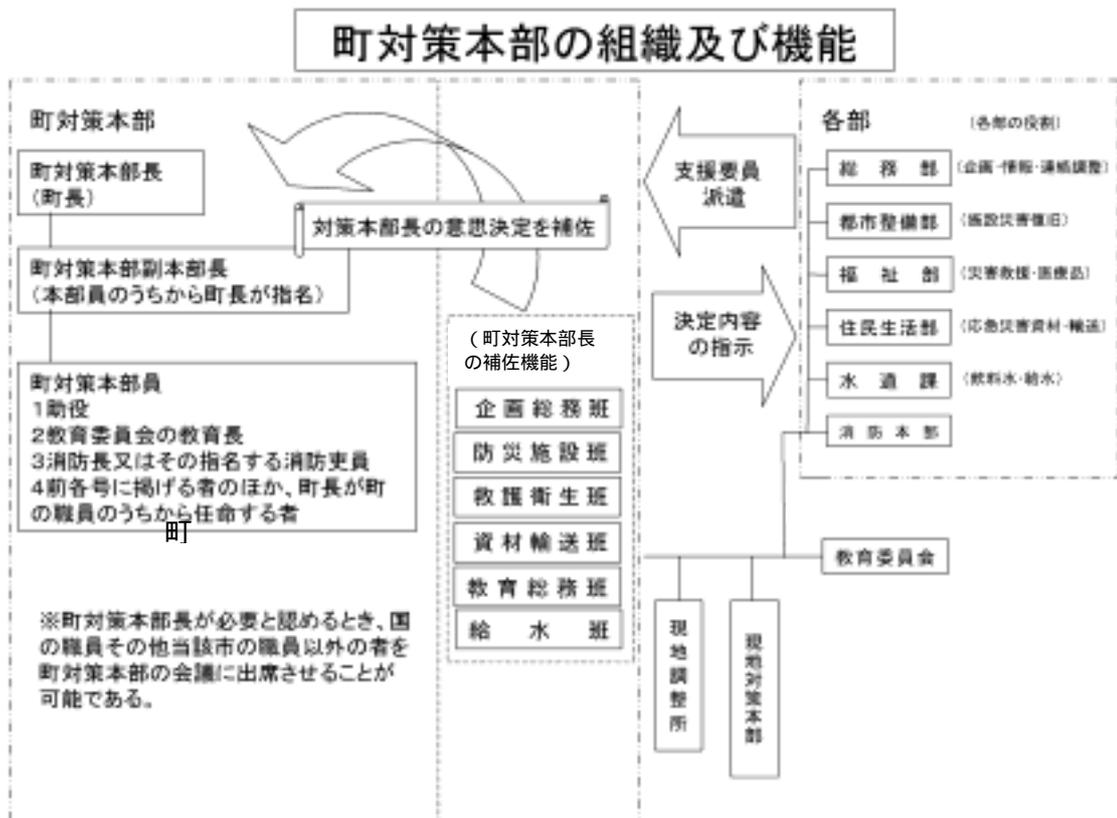
【町緊急事態連絡室の構成等】



2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

第2章 町対策本部の設置等



第3章 関係機関との相互連携

1 国・県の対策本部との連携

- (1) 国・県の対策本部との連携
- (2) 国・県の現地対策本部との連携

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

- (1) 知事等への措置要請
- (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請
- (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるとき
町長は、出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求
- (2) 県への応援の要求
- (3) 事務の一部の委託

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

6 町の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援
- (2) ボランティア活動への支援等
- (3) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

避難住民の誘導

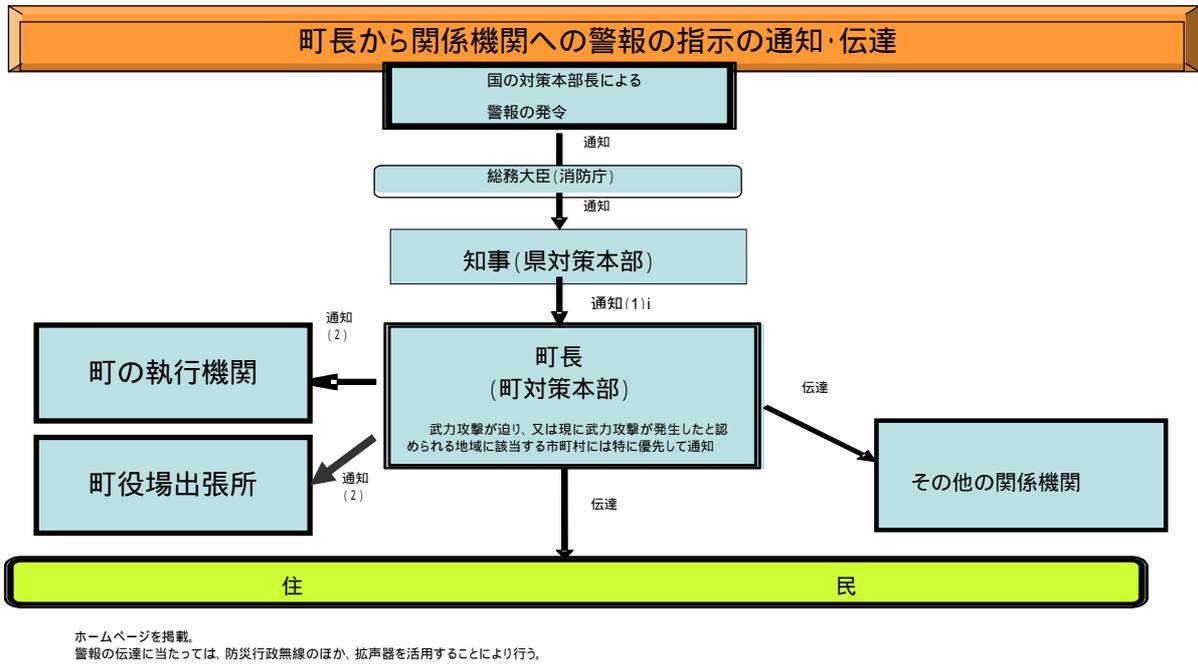
避難住民等の救援

消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

保健衛生の確保

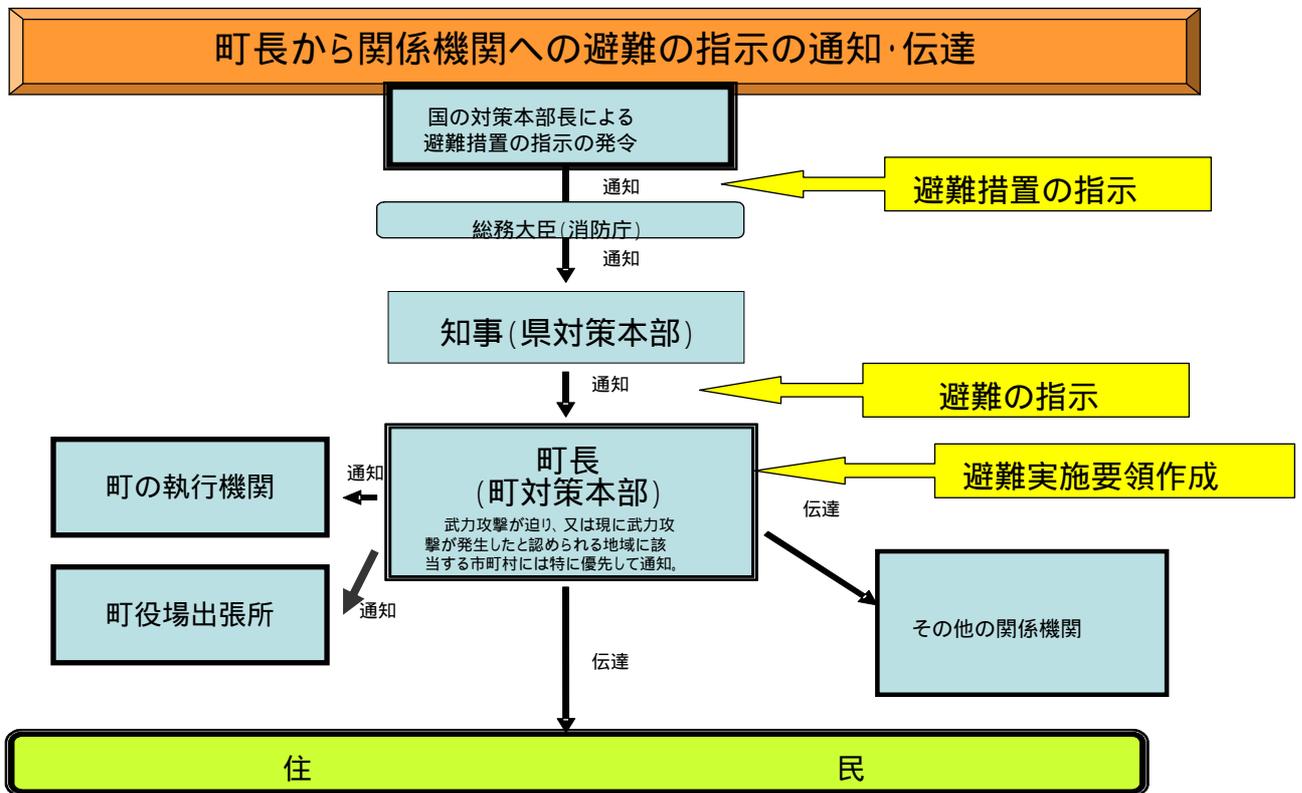
第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

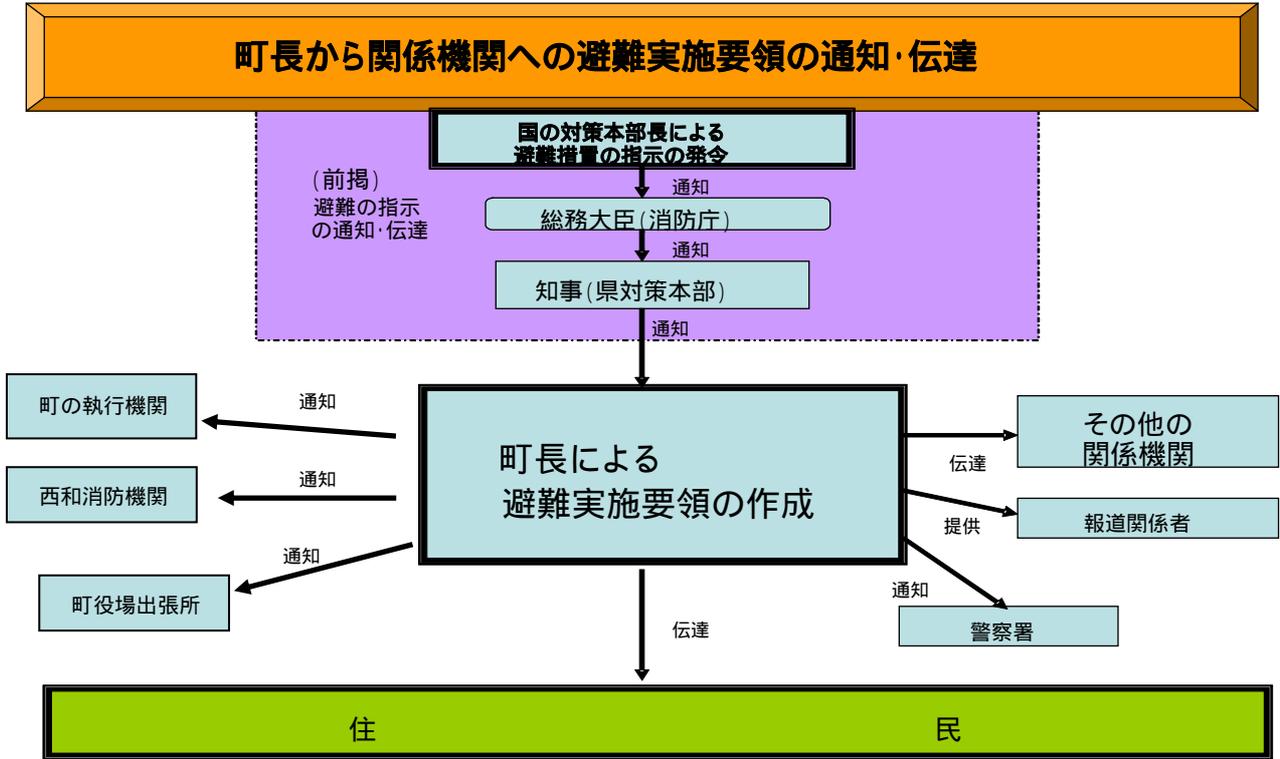


第2 避難住民の誘導等

【避難の指示の通知・伝達】



【避難実施要領の通知・伝達】



第5章 救援

1 救援の実施

収容施設の供与

食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

医療の提供及び助産

被災者の捜索及び救出

埋葬及び火葬

電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

学用品の給与

死体の捜索及び処理

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

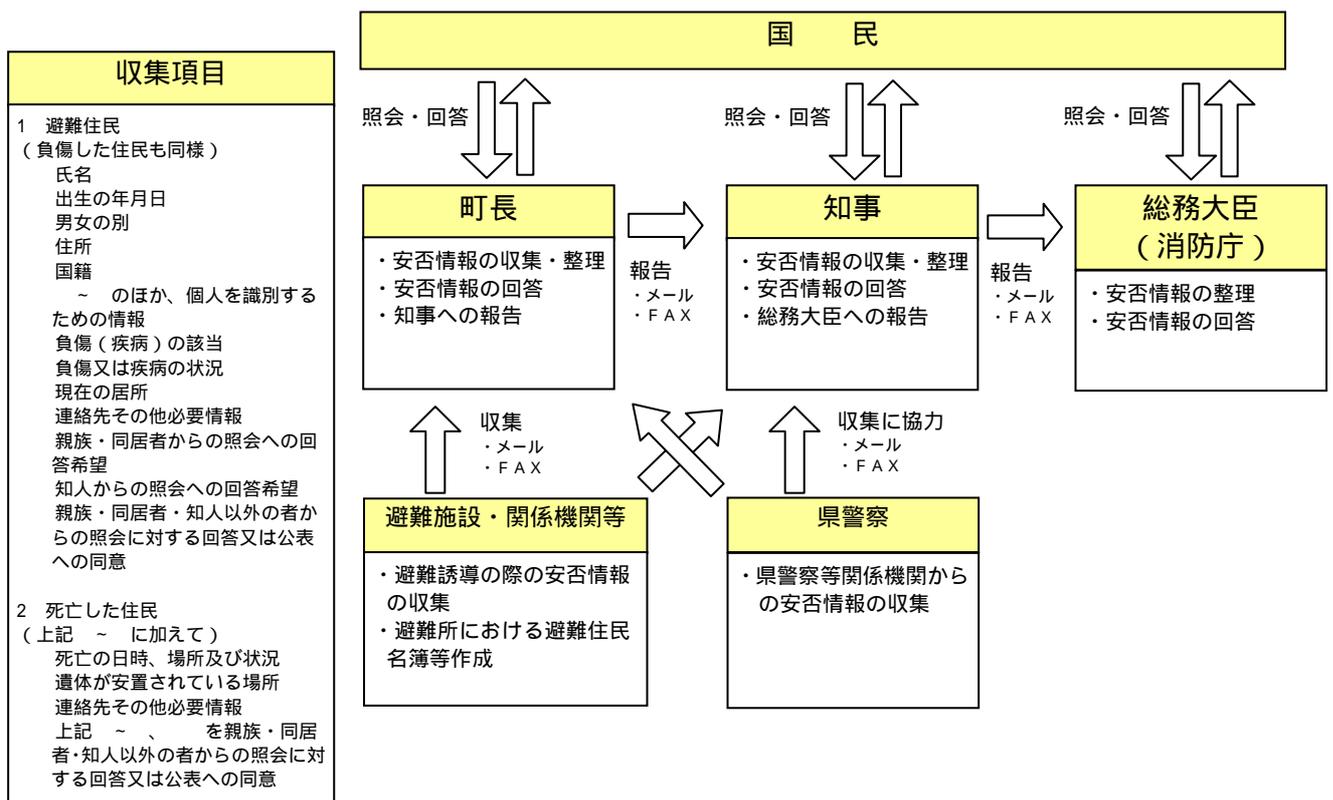
(2) 他の市町村との連携

(3) 日本赤十字社との連携

(4) 緊急物資の運送の求め

第6章 安否情報の収集・提供

安否情報収集・整理・提供の流れ



第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国や県等の関係機関と協力して、町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

町長は、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長への通報

(2) 知事への通知

第2 応急措置等

1 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

2 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

3 応急公用負担等

(1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

(6) 消防の相互応援に関する出動

(7) 医療機関との連携

(8) 安全の確保

第3 生活関連等施設における災害への対処等

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

(2) 消防機関による支援

(3) 町が管理する施設の安全の確保

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

第4 N B C 攻撃による災害への対処等

1 N B C 攻撃による災害への対処

(1) 応急措置の実施

(2) 国の方針に基づく措置の実施

(3) 関係機関との連携

(4) 汚染原因に応じた対応

(5) 町長及び関係消防組合の管理者の権限

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限

4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

(6) 要員の安全の確保

第8章 被災情報の収集及び報告

被災情報の収集及び報告

第9章 保健衛生の確保その他の措置

1 保健衛生の確保

- (1) 保健衛生対策
- (2) 防疫対策
- (3) 食品衛生確保対策
- (4) 飲料水衛生確保対策
- (5) 栄養指導対策

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

町は、廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

(2) 廃棄物処理対策

町は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

3 文化財の保護

武力攻撃により文化財が被害を受けた場合、所有者(管理者)は被害状況を調査し町教育委員会に報告するとともに、県教育委員会と協議のうえ、応急措置を講じる。

第 1 0 章 国民生活の安定に関する措置

- 1 生活関連物資等の価格安定
- 2 避難住民等の生活安定等
 - (1) 被災児童生徒等に対する教育
 - (2) 公的徴収金の減免等
- 3 生活基盤等の確保
 - (1) 水の安定的な供給
 - (2) 公共的施設の適切な管理

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

町長

- ・町の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
 - ・消防団長及び消防団員
 - ・町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ### 消防長
- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ### 水防管理者
- ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

1 基本的考え方

- (1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等
- (2) 通信機器の応急の復旧
- (3) 県に対する支援要請

2 公共的施設の応急の復旧

- (1) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。
- (2) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路その他公共的施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

- (1) 国における所要の法制の整備等
- (2) 町が管理する施設及び設備の復旧
- (3) 住民に対するところのケア

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

町は、通常生ずべき損失については補償を行う。

(2) 損害補償

町は、援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。